○東北地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

路線名	供用の開始の区間
四十九号	いわき市好間町北好間字猪ノ鼻五七番一六から同市好間町北好間字猪ノ鼻一二番一まで

東北地方整備局長　西村　拓

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月一日

○東北地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで	前	一一・五〇～三二一・一〇〇メートル	〇・五一八キロメートル
	後	一一・五〇～三二一・一〇〇メートル	〇・五一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所	
七号	能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所	

東北地方整備局長　西村　拓

供用開始の期日　令和七年九月一日

○関東地方整備局告示第百九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所	
四百六十八号	つくば市手代木字田向二〇五二番一地先から同市梶内字梶内三二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所	

関東地方整備局長　橋本　雅道

供用開始の期日　令和七年九月二日

○北陸地方整備局告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

平成二十年北陸地方整備局告示第五十四号を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道　八号　富山県下新川郡朝日町境地先（新潟県境）から同県滑川市上梅沢地先まで

○中部地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市大畑町三反田二五番四から同市大畑町神戸七番三まで	前	九・五七～十三・七七メートル	〇・二五四キロメートル
	後	九・六〇～二五・二四メートル	〇・二五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第八十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び中日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第十号及び第九条第一項第五号の規定による協議が成立したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月一日

中部地方整備局長　森本　輝

一　道路の種類

一般国道

二　路線名及び位置

四百七十五号

本巣市見延字芝添八五八番一から同市早野字村北三二四番一まで

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名称　都市公園管理者　本巣市（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　岐阜県本巣市早野二五五番地

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容　兼用工作物の維持、修繕、災害復旧その他の管理

五　協定の発効日　令和七年八月三十日

○中国地方整備局告示第六十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島県安芸郡海田町南堀川町一番一五まで	前	A 一〇〇・〇〇～一五七・三二メートル	二〇・〇五三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二〇〇・〇〇～二七九・〇〇	一五・九〇〇	
	後	A 一〇〇・〇〇～一五七・三二	二〇・〇五三	
		B 二〇〇・〇〇～二七〇・四九	一五・九〇〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所